

1

選挙情報が走馬灯のようになんて頭の中を駆け巡る、好ましい情報を与え続けた者だけが投票用紙に采えある名を記されることになると。恐らく、無党派の方々の投票行動というのは、それは一概には言えませんけれども、そのような経過、行動、判断があるだろうというふうに思います。

発はもとより、今おしあいました投票所をいかに投票に来やすいような形にするか等々工夫を重ねながら、各、実際にそれを執行していただいております市町村の選挙管理委員会に要請をしたという形でやってきております。

今お尋ねの執行経費につきましても、この選挙執行に必要かつ十分な金額が国政選挙でございますとの執行経費基準法において措置されるということを一番の目的としてこの執行経費の基準法の改正に取り組んでいると、こういうことでござります。

いすれにいたしましても、できるだけ投票率を上げるようなどうな観点を非常に重視をしてやらせていただいているということです。

が願うところであります。それはまず政治の責任であると、このようにも思っています。我々行政とすれば、これは、通常の、當時の改革活動、こういったものがあります。これは、明るい選挙に対する運動であるとか、いろんなこと

をやつております。それから、選挙時の、やはり確実に期間を周知して、投票方法をお知らせをして、その上できちんとした投票をしていただけられる、こういう体制を整える、これが我々の務めで

なぜそれでも投票率が上がらないのかというこ

とでありますか、それは結局いろいろ言われておられます。当日の天気というのもやはり多少の影響が大きいかもしれません。一言いふ、一の二三

があるかもしちゃません それから そのときの争点、国民の政治に対する関心、こういつたものもあると思ひます。

あると思います

結果、衆議院で選挙の投票率がどんと落ちたのは

小選挙区導入のときなんですね。それから、直前に行われた参議院選挙が戦後最低を記録しているわけであります。したがって、政治不信ですかとか、選挙制度改革をやらなければいけなかつた、あのときのそういうものが影響して衆議院はそこで落ちまして、民主党が政権交代をするときにどんと跳ね上りましたが、また元に戻ったということになります。

ですから、こういうところから一体何が分析でできるのか、これは私どももう少し分析を進めていきたいと、このように思つておりますが、いずれにしても、一義的には政治に関心を持つ人が増えれば投票が上がるわけでありまして、それを、そういう関心をそらさないように、またそういう方たちに適切な手続ができるような、また投票行動ができるようにならなくては心掛けていたいと、このように考えております。

○有田芳生君 大臣が三月五日の閣議後の記者会見の中で、今議論になつてゐる執行経費の問題について記者の二つの質問に答えられていらっしゃいます。

記者が問うている第一点は、今度の法律改正案が、平成二十二年の第百七十四回国会で議論になつた、そのときは民主党政権ですけれども、その内容をほぼ踏襲した内容になつてゐるのかといふ問い合わせでした。それに対して大臣のお答えは、前政権、つまり民主党政権がおやりになつて途中でございましたから、それもきちんと受け継いだ中で更に改善を加えてこのような措置をしたと、そう述べられております。

それでは、平成二十二年提出の改正案と、更に改善が加えられた今度の法律改正案とどこが違つてあるんでしょうか、お教えください。

○國務大臣(新藤義孝君) まず、平成二十二年のこの執行経費基準法、これは廃案になつてゐるわけであります。前政権は取り組みましたが、これを法律として成立することができませんでした。それは、突然の鳩山総理の辞任によつて、参議院で審議ができなくなつて廃案になつたわけであり

直前に行われた参議院選挙が戦後最低を記録しているわけであります。したがって、政治不信ですかとか、選挙制度改革をやらなければいけなかつた、あのときのそういうしたもののが影響して衆議院はそこで落ちまして、民主党が政権交代をするときにどんどん跳ね上がりましたが、また元に戻ったということになります。

ですから、こういうところから一体何が分析でできるのか、これは私どももう少し分析を進めていきたいと、このように思つておりますが、いずれにしても、一義的には政治に関心を持つ人が増えれば投票が上がるわけでありまして、それを、そういう関心をそらさないように、またそういう方たちに適切な手続ができるような、また投票行動ができるよう総務省としては心掛けていきたいと、このように考えております。

○有田芳生君 大臣が三月五日の閣議後の記者会見の中で、今議論になつてゐる執行経費の問題について記者の二つの質問に答えられていらしゃいます。

が、平成二十二年の第百七十四回国会で議論になつた、そのときは民主党政権ですけれども、その内容をほぼ踏襲した内容になつていて、それが対して大臣のお答えは、前政権、つまり民主党政権がおやりになつて途中でございましたから、それもきちんと受け継いだ中で更に改善を加えてこのようないいな措置をした

と、そう述べられております。

改善が加えられた今度の法律改正案とどこが違っているんでしょうか、お教えください。

○国務大臣（新藤義孝君）　ます　平成二十二年のこの執行経費基準法、これは廃案になつてゐるわけござります。前政権は取り組みましたが、二れ

はあります。前政権は取り組みましたが、これを法律として成立することができませんでした。

で審議ができなくなつて廃案になつたわけであり

費を縮減できるではないかと、こういう発想の中では、法律はできませんでしたけれども、その定められた基準に沿つて実際は選挙の経費を見込みました。そして、そのとおり、かなり近い範囲で縮減することができたんです。

ですから、我々が今回受け継ぐべきは、国民の民主主義の根幹を成す制度でありますから、巨額の経費を要します。ですから、この経費の縮減についてはできる限り我々も行っていくということを受け継ぎました。

さらに、その上で、この効率化的観点を受け継いだ上で、例えば期日前投票はどんどんとこの二ヶ所が上がっています。ですから、期日前投票をするときの投票所の開設を、二か所以上についてもきちんと経費を見るだとか、それから実は最も低賃金が変わっております。ですから、そういう基礎となるベースが変わっているんです。

さらには、投票所の事務従事者、こういった方に賃金職員を入れて経費の削減を図るとともに選挙の啓発に役立てるような、こういう我々なりの改善を加えてこの今回の法案にさせていただいたと、こういうことでございます。

○有田芳生君 もう一点、大臣の会見の中で、今回の法改正について次のように述べられております。現地のいろいろな詳細な事情調査を行つておりますと。その判断に基づいて今度の改正があるということですが、その現地の詳細な調査というのはどういうものなのか、選挙部長にお答え願います。

○政府参考人(米田耕一郎君) お答えいたしま

平成二十二年の参議院議員通常選挙につきまして、全市町村を対象に次のような項目の調査を行つております。選挙期日当日の投票所の事務従事者の数、そのうち常勤と賃金職員の数、さらには投票所の準備、撤去の時間、期日前投票所事務従事者の数、開票所事務従事者の数、いずれも常勤・賃金職員の数、開票所準備・撤去時間、選挙

公報の発行経費、ポスター掲示場の単価等々につきまして、これは悉皆調査を行つてあるところでございます。

そのほか、これは三年に一回程度全国を回れるというような格好でやつておりますけれども、現地に出向きました、その実態についても伺うとうようなことをやつております。

○有田芳生君 もう一点お聞きしたいんですけれども、今回の改正の現地調査という場合、どちらのモデルを調査をされたのか、それとも全国の市町村の調査をされたのか、そこを明らかにしていただけますでしょうか。

○政府参考人(米田耕一郎君) お答えいたしました。先ほど申し上げました調査は、全市町村を対象にしてやつております。ただ、それだけですと平均的な姿しかなかなか分からぬということがござりますので、特に効率的な取組をしている事例というのを、これは全都道府県選管に文書で調査をお願いをしたということです。

○有田芳生君 細かい点は後ほどお聞きをしたいんですが、大臣の記者会見の中で、今回の改正によって選挙事務に支障が出ると、このようには考えておりませんと。今回の法改正で支障は出ないというお考えは変わりありませんね。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、実態調査であるとともに、結局選挙経費の精算があるわけあります。したがつて、どのようにどのくらいの時間でどんなことが行われたか、これはかなり詳細なことが分かつてくるわけであります。それから、やつぱり一回ごとに、三年ごとに改定していくので、この間の選挙のとおりではなくて、更にいろいろな効率改善が図られる、こういうことを前提にして今度のこの法案を組ませていただいてお

りますので、私どもとすれば、これは支障のない範囲で行えるのではないかと、このように考えております。

○有田芳生君 地方公共団体への委託金について、平成二十二年九月、会計検査院、こういう文書、報告書を出されております。「国会議員の選

挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう総務大臣に対しても意見を表示しました」。その報告書の中にこういう文言があります。「都道府県等の選挙事務の執行の実態を十分に把握しておらず、経費の算定に適切に反映させていない」と。これが平成二十二年の会計検査院の指摘ですけれども、その後、どのような見直しが行われたんでしょうか。選挙部長にお願いいたしました。

○政府参考人(米田耕一郎君) 私ども、このようないくつかの御指摘もございましたので、先ほど申し上げましたように、かなり詳細な実態の調査、これを悉皆的に行わせていただいたということがあります。この調査に基づきまして今回の基準法の改正、積算を行わせていただきたい

るということです。

○有田芳生君 選挙の執行に関するですが、先ほどのお話をありましたけれども、今度の法改正の中身、具体的に言えば、平成二十二年の実績額に比べて平成二十五年の予定額が大体四・六億円削減されるわけですね。その四・六億円削減の中身について、特徴的なことは何なのかについて選挙部長にお尋ねいたします。

○政府参考人(米田耕一郎君) 改正案の地方公共団体委託費につきましては、平成二十五年度の予算案では四百四十七億四千六百万円を計上しております。平成二十二年のは決算ベースで申し上げますと、四百五十二億千三百万円に比べまして四億六千七百万円、一%減となつております。

○有田芳生君 次に、大臣にお聞きをしたいんですけれども、そういう投票所の実務について、例えば静岡県、東京の近くでいいますと埼玉県なんかもそうですねけれども、投票所に高校生を臨時職員として雇つて、それは人件費の削減にもなるところの業務を行うという形での積算をさせていただいているところです。

○有田芳生君 次に、大臣にお聞きをしたいんですけれども、そういう投票所の実務について、例えば静岡県、東京の近くでいいますと埼玉県なんかもそうですねけれども、投票所に高校生を臨時職員として雇つて、それは人件費の削減にもなるところの業務を行うという形での積算をさせていただいているところです。

万円の減となつております。一方で、増要因といふ格好になつております。

その要因でございますけれども、投開票所の経費につきましては、賃金職員の活用それから投票の従事時間の見直しによりまして、これは減と

いますけれども、演説会施設公営費などの選挙が行なわれたんでしょうか。選挙部長にお願いいたしました。これが平成二十二年の会計検査院の指摘ですけれども、その後、どのような見直しが行われたんでしょうか。選挙部長にお願いいたしました。

○有田芳生君 先ほどから正規職員に加えて賃金職員という表現がなされましたけれども、これはアルバイトあるいは非正規職員という理解でよろしいんだと思いますけれども、その賃金職員の方々には専門性というものほどの程度問われるものなんでしょうか。選挙部長、お答えください。

○政府参考人(米田耕一郎君) 今回の改正案の積算におきましても、全ての事務をこの賃金職員に任すということは想定をしておりません。そもそも、熟練した業務、さらに秘密を守るべき非常に重要な業務につきましては正規職員がすることを前提にして、しております。そういう意味で、賃金職員につきましては、言わば単純な労務のところの業務を行うという形での積算をさせていただいているところです。

○有田芳生君 突然にぱつとそこに来て、ということもなかなか、使う方もまた頼まれる方もいろんなことがあります。ですから、日ごろからそういう活動を実施する、そしてそういう中から選挙管理委員会が若者を活用できる機会を増やしていくだけあります。

○国務大臣(新藤義孝君) 先ほど私申し上げましたように、選挙というのは国民が得た権利であります。この権利をきちんと行使できるように、またこの権利の重要さ、重大さというものをしっかりと若い人たち、子供たちにも認識してもらいたいと、こういう願いは誰もが思います。

○有田芳生君 我々とすれば、実際は地元の選挙管理委員会がいろいろなことをやつていただくわけであります。我々とすれば、実際は地元の選挙管理委員会がいろいろなことをやつていただくわけであります。

今後、国として、こういう高校生も含めた若い人たちの選挙執行における参加、そういうものについて国としての何らかの支援というものをお考えをお聞かせください。

○國務大臣(新藤義孝君) 先ほど私申し上げましたように、選挙というものは国民が得た権利であります。この権利をきちんと行使できるように、またこの権利の重要さ、重大さというものをしっかりと若い人たち、子供たちにも認識してもらいたいと、非常に選挙に関心を持つようになつた、これから政治について見詰めていきたいと、そういう声があるという指摘がありました。

突然にぱつとそこに来て、ということもなかなか、使う方もまた頼まれる方もいろんなことがあります。そういう意味で、いろんな合理化を図りつつ、いろんな人に入つてもらう。若者だけではありません。通常の方でも、やつぱり実際の選挙がどうやって動いているのかというのを知つていただくというのは私はとても良いことだと思つておりますから、そういう意味で、選挙が活性化して、また権利意識というのが高まることがあります。そういう中で、いろんな合理性を期待しておりますし、そのためのいろいろな我々も取組をさせていただきたいと、このように考えています。

○有田芳生君 静岡などでは、高校生が臨時の職員として雇つて、それは人件費の削減にもなるところの業務を行うという形での積算をさせていただいているところです。

員として雇われて、投票所に有権者が行くと、正規の職員と二人一組になつてそして名簿の照合を行つて、それが非常に丁寧だということで住民の中で高く評価をされているということですから、これから日本の日本を背負っていくその世代に向けての視点というものも是非とも進めていただきたいというふうに思います。

さて、これからが今日一番聞きたい一つでありますけれども、選舉部長にお尋ねしたいんですが、開票所とそこにおける開票作業について、開票時間とか従事者について、今度の法改正によってどのように変更が加えられるのか、そしてその根拠についてお聞かせください。

○政府参考人(米田耕一郎君) 今回の改正法案につきましては、先ほど申し上げました平成二十二年の参議院選挙を対象にした実態調査の結果、それぞの市区町村におきまして、開票事務の効率化がかなり進んできたということを踏まえ、開票時間が短縮されていることが明らかになりました。そこで、基準法単価の積算に用います開票従事時間を従来の五時間から四時間に短縮することいたしております。

さらに、開票の事務におきまして、例えば開票所の事務従事者数に賃金職員を導入したり配置割合を高めることとしておりますけれども、それは、かなり先進的な事例を行つております市町村の選舉管理委員会におきましては、例えば選舉人が三万人以上四万人未満の開票所の場合ですと、従来は正規職員のみで百五人としておりましたところを、正規職員九十三人、賃金職員十二人といったような事例もありますので、それを踏まえたような改正を、今回、基準法上も取り入れるということをしております。

以上です。
○有田芳生君 五時間から四時間に開票事務を減らす。しかし、その前後三十分、準備と撤去一時間、したがつて、開票時間に充てるそれは三時間という理解でよろしいですね。

○政府参考人(米田耕一郎君) これは積算上の話

でございますので、今御質問のありましたとり、準備と撤去の時間は入つております。ただし一方で全ての職員がこの五時間なり四時間と中で高く評価をされているということですから、これから日本の日本を背負っていくその世代に向けての視点というのも是非とも進めていただきたいというふうに思います。

さて、これからが今日一番聞きたい一つでありますけれども、選舉部長にお尋ねしたいんですが、開票所とそこにおける開票作業について、開票時間とか従事者について、今度の法改正によってどのように変更が加えられるのか、そしてその根拠についてお聞かせください。

○政府参考人(米田耕一郎君) 今回の改正法案につきましては、先ほど申し上げました平成二十二年の参議院選挙を対象にした実態調査の結果、それぞの市区町村におきまして、開票事務の効率化がかなり進んできたということを踏まえ、開票時間が短縮されていることが明らかになりました。そこで、基準法単価の積算に用います開票従事時間を従来の五時間から四時間に短縮することいたしております。

○政府参考人(米田耕一郎君) 選舉部長、しつこいようで申し訳ないんですけども、説明の文書に開票三時間と明示されておりますけれども、この開票三時間というのは、夜八時に投票が終わる、そして開票が始まる。ですから、午後八時に蓋を閉めて三時間以内に一〇〇%まで持つていくのが理想であるといふことは事実でございます。

○政府参考人(米田耕一郎君) 基準法の積算におきましては、今おっしゃいましたように三時間ということで積算させていただいているものでござります。

○有田芳生君 後で大臣にも御感想をいただきたいんですけども、私は、二〇〇九年の総選挙で東京第十一区、板橋から、風が吹けば吹く飛ぶよ

うなミニ政党から民主党の推薦をいただきまして立候補して、まあ下村博文さんに三千票の差で負けました。板橋でそれから活動もしておりまして、いつも選舉の開票を見ていて不思議なのは、第一回開票発表、中間報告が物すごく遅いんですよ。何でそんなことが起きるんだろうかといふのは、必ずしもあの時から関心を持っておりまして、今回、板橋の方でも調べました。

昨年十二月の総選挙において、板橋で東京都の知選挙の開票時間が五時間四十四分なんですよ。これは、東京二十三区、投票者二十万人以上

の九開票区中で四番目なんすけれども、東京都知事選挙だけを見れば、東京二十三区の中で一番早く開票が済んだのは、一番短いのが三時間二十分なんですよ。ところが、一番長く一〇〇%行い、準備と撤去の時間は入つております。ただし一方で全ての職員がこの五時間なり四時間と二分なんですよ。これが、一番長く一〇〇%行い、準備と撤去の時間は入つております。

御承知のとおり、選舉事務につきましては、準備、撤去はかなり少人数で行いまして、開票が始まるとときに全員集まり、さらに、終わります撤去のときはかなりその人数も引いていった形で行つたところでございますので、必ずしも開票時間が三時間という前提にしたものではございませんが、準備、撤去を入れると、先ほど言いましたように五時間から四時間という形にしたといふことは事実でございます。

○有田芳生君 選舉部長、しつこいようで申し訳ないんですけども、説明の文書に開票三時間と明示されておりますけれども、この開票三時間というのは、夜八時に投票が終わる、そして開票が始まる。ですから、午後八時に蓋を閉めて三時間以内に一〇〇%まで持つていくのが理想であるといふことは事実でございます。

○政府参考人(米田耕一郎君) 基準法の積算におきましては、今おっしゃいましたように三時間ということで積算させていただいているものでござります。

○有田芳生君 後で大臣にも御感想をいただきたいんですけども、私は、二〇〇九年の総選挙で東京十一区、板橋では夜の十一時に第一回発表がありました。八時に蓋が閉まって開票が始まり、第一回が二十三時、そのときに開票率二二・五五%なんですよ。あるいは、同じ有権者数に近い杉並区ですと、一時段階で開票率は二八・七六%。練馬も有権者数は近いんですけども、十一時の段階で、これはかなり進んでいて四五・六六%なんですよ。じゃ、一〇〇%開票が終わったのは何時ですかと見ますと、板橋区は午前二時ですよ。

杉並区、午前三時十六分。練馬区、午前一時三十五分。

本当に三時間でこれできるのかなと強く憂慮するんですが、選舉部長、大丈夫なんですか。

○政府参考人(米田耕一郎君) 先ほども申し上げましたけれども、全国の実態調査を見ますと、この開票時間というのはもうかなり大幅に短縮され

てきているということがございます。しかも、その短縮に向けては、例えば開票事務の進捗に応じた人員配置を見直したことによって短縮できただとか、作業環境の整備、それから事務のリハーサルを通じて開票時間の短縮ができたというようなことを先進事例として見られます。そのような点を

是非開票時間の長いところにつきましても取り入れていただきたいということで、私どもで要請をしているということが一点ござります。そういう形で入つております。

あるいは、板橋でそれとも、衆議院選挙小選挙区が五時間二十九分。これでも二十三区中の六番目すけれども、衆議院選挙の小選挙区で一番短い開票が達成することができたのが、一番短いので四時間四十六分、最長で七時間〇九分。もう一つ、比例代表、衆議院ですが、板橋区では開票が終わるまで六時間〇三分掛かっております。一番短い区で、最短四時間三十二分、最長で七時間二十一分なんですよ。ですから、こういう実態を見ますと、果たして本当に三時間で終わるんだろうかという心配が出てきます。

もう一点、細かくお伝えしますと、東京十一区、板橋では夜の十一時に第一回発表がありました。八時に蓋が閉まって開票が始まり、第一回が二十三時、そのときに開票率二二・五五%なんですよ。あるいは、同じ有権者数に近い杉並区ですと、一時段階で開票率は二八・七六%。練馬も有権者数は近いんですけども、十一時の段階で、これはかなり進んでいて四五・六六%なんですよ。じゃ、一〇〇%開票が終わったのは何時ですかと見ますと、板橋区は午前二時ですよ。

杉並区、午前三時十六分。練馬区、午前一時三十五分。

本当に三時間でこれできるのかなと強く憂慮するんですが、選舉部長、大丈夫なんですか。

○政府参考人(米田耕一郎君) 先ほども申し上げましたけれども、全國の実態調査を見ますと、この開票時間というのはもうかなり大幅に短縮され

て、経費としては、この今回の経費で大体見込みとして、執行できる全体としては四百何十億とかそういう形で見込みます。しかしながら、これ最終精算するわけであります。

今最後に部長が言つたのは、最終的な選挙経費の中で出つ張り、引っ込みは調整いたしますと、こういうことで実際の執行に支障が出ないよう

に、我々とすればこれで大丈夫だと、このように考えているということで御理解いただきたいと思います。

○有田芳生君 現実には大変な開票作業の場所があるということを知つていただきつたかったという

○政府参考人(米田耕一郎君) これは積算上の話

ことで。

今からお聞きしたいことは、やはりそれをどのように、本当に三時間なら三時間に短縮してうまく進めていくかということところで、私、板橋、東京十一区の選舉管理委員会の話を聞いて、ああ、こういうことをやっているんだと思ったんですねけれども、自動読み取り機というものを板橋の場合十一台導入しているんですね。これは、ああ、そうかと思つただけれども、例えば五人の方が立候補していたら、自動読み取り機に入れるともう名前どおりきつちりと分けられて、そして何かおかしなものは別によけられるという、そういう機械があるということが分かりましたけれども、これ全国どのぐらい導入されているものなんでしょうか。

○政府参考人(米田耕一郎君) 開票作業におきます自動読み取り機の導入状況についてございますけれども、平成二十一年に行われました参議院議員の通常選挙では、全国で七百九十団体、四一・五五%になつてあるといふうに承知しております。

○有田芳生君 自動読み取り機の精度というのはもうすばらしいものがあつて、それをどのように有効に活用するか。

つまり、自動読み取り機でもうきつちりと立候補者の名前に分けられて、その後に立会人が全部一枚一枚めくついていくと物すごく時間が掛かって、第一回発表というものが遅くなるんですが、調べてみると、東京の二十三区中数区では、そいやつて自動読み取り機などで確認をした完全有効投票というのは立会人開示を行わず、最後にまとめられた票をある場所に置いておいて、点検台に置いて一定時間自由にチェックできると、そういう仕組みをやると物すごく速く進むというのが分かつたんですが、ですから、それが一番いいとは言いませんけれども、自動読み取り機、装置などを有効に使いながらもう少しシステム化していくことができるならば、今法律改正案で五時間から四時間、実質三

時間で何とかならないかということは恐らく実現の方向に向かうんではないかと思うんですが、ういうことをやっているんだと思ったんですね。これは、ああ、そうかと思つただけれども、例えは五人の方が立候補していたら、自動読み取り機を入れるともう名前どおりきつちりと分けられて、そして何かおかしなものは別によけられるという、そういう機械があるということが分かりましたけれども、これ全国どのぐらい導入されているものなんでしょうか。

○政府参考人(米田耕一郎君) 開票立会人の実際の確認というのをどの程度まで行うかということも名前どおりきつちりと分けられて、そして何かおかしなものは別によけられるという、そういう機械があるということが分かりましたけれども、これ非常にかかわることでございます。

○政府参考人(米田耕一郎君) ただいま選挙の開票の実務におきまして開票立会人の実際の確認というのをどの程度まで行うかということも非常にかかわることでございます。

○有田芳生君 私どもの承知しておりますところでは、かなり多くのところで自動読み取り機の結果をさらに開票の事務の従事者がもう一度確認をするといったようなこともやっておるようございます。その辺りは、この自動読み取り機の精度の問題もござりますけれども、何度かテストを行つていただきたり、その辺を確認をしたときに、今委員お尋ねのように、再度のチェック、さらには開票立会人の確認の若干の省略等々を今後も検討することは可能ではないかといふうに考えております。

○有田芳生君 そうやつて選挙の現場での改善というのは行われる一方で、投票所の数が、これは市町村合併などもあったという原因もあるんでしょうかけれども、減つてきている。

○政府参考人(米田耕一郎君) 御指摘のとおり、最近の選挙においては、投票所の数の減少という傾向がございます。例えば衆議院の議員総選挙においては、平成十七年には五万三千か所ありましたものが、二十二年には五万五千か所、二十四年ですと四万九千二百十四か所に減少しております。

○政府参考人(米田耕一郎君) この投票所数の減少のも、基本的に投票所につきましては市町村の選挙管理委員会が定めることになつておりますので、

時間で何とかならないかということは恐らく実現の方向に向かうんではないかと思うんですが、ういうことをやっているんだと思ったんですね。これは、ああ、そうかと思つただけれども、例えは五人の方が立候補していたら、自動読み取り機を入れるともう名前どおりきつちりと分けられて、そして何かおかしなものは別によけられるという、そういう機械があるといふうにかかわることでございます。

○政府参考人(米田耕一郎君) ただいま選挙の開票の実務におきまして開票立会人の実際の確認というのをどの程度まで行うかということも非常にかかわることでございます。

○有田芳生君 私どもの承知しておりますところでは、かなり多くのところで自動読み取り機の結果をさらに開票の事務の従事者がもう一度確認をするといったようなこともやっておるようございます。その辺りは、この自動読み取り機の精度の問題もござりますけれども、何度かテストを行つていただきたり、その辺を確認をしたときに、今委員お尋ねのように、再度のチェック、さらには開票立会人の確認の若干の省略等々を今後も検討することは可能ではないかといふうに考えております。

○有田芳生君 そうやつて選挙の現場での改善というのは行われる一方で、投票所の数が、これは市町村合併などもあったという原因もあるんでしょうかけれども、減つてきている。

○政府参考人(米田耕一郎君) その結果、立会人になる人を確保するのが大変だという現実があることは、もうひと昔の話でありますけれども、立会人を呼んでくるというケースもあつたわけですが、今後の方向性として、ほかの区から立会人を呼んでくるには立会人を呼んでくることができるということを考慮するという方向性についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは期日前投票というものになつてゐるわけであります、指定した施設についてはまだ不在者投票という制度が残つてゐる、こうしたことですね。

○政府参考人(米田耕一郎君) 投票立会人につきまして現在投票区内から選任するとされておりましたものが、二十二年には五万五千か所、二十四年ですと四万九千二百十四か所に減少しております。この投票所数の減少の理由でござりますけれども、基本的には投票所につきましては市町村の選挙管理委員会が定めることになつておりますので、

かなり大きく投票所の数が減少いたしました四つの県に対しまして電話の聞き取りを行いました。そこでは、市町村の合併が進んだことによりまして投票区の見直しをしたという回答が一番大きになりましたのは、中山間地域等における過疎化による見直しの契機になつたというのが、私どもの得られた結果でございます。

ただいまのところ、今委員御指摘の投票の立会人の数がどうなところが実際のすぐの原因になつてゐるというところまでは私ども把握しておりません。

○有田芳生君 今後の方向性として、少子高齢化時代において、そういう立会人になる人がなかなかいなくなる可能性がある。例えば、東京都内でお年寄りの方々が立会人として座つていているときに、もう一日座つているのもつらくなとか、あるいはもつと若い人がやつてくれないかと、そういう声もある状況の下で、今の公職選挙法の中では、投票立会人になれる人は公選法三十八条に基づいてこう述べられております。各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任すると。

○國務大臣(新藤義孝君) これは期日前投票というものになつてゐるわけであります、指定した施設についてはまだ不在者投票という制度が残つてゐる、こうしたことですね。

○政府参考人(米田耕一郎君) そこに対しては、まずは御指摘のように投票の公正さを保つと、こういう意味では客観的な第三者を投票所に置くというのはこれは重要だと、こ

任するようにするということにつきましては、投票事務の執行の監視といった選挙の公正を確保する観点から慎重な検討が必要ではないかといふうに考えます。

○有田芳生君 ちょっとと時間が少なくなつてきましたので、大事な問題に絞らせていただきます。

外部立会人の問題です。不在者投票にかかりますけれども、病院であるとか特別養護老人ホームなどでも投票ができるようになつてゐるわけでありますけれども、その場合、例えば認知症の患者さんなどでも投票ができるようになつてゐるわけであります。ただいまのところ、今委員御指摘の投票の立会人の数が減つたというようなことが見直しの契機になつたというのが、私どもの得られた結果でございます。

ただいまのところ、今委員御指摘の投票の立会人の数がどうなところが実際のすぐの原因になつてゐるというところまでは私ども把握しておりません。

○有田芳生君 今後の方向性として、少子高齢化時代において、そういう立会人になる人がなかなかいなくなる可能性がある。例えば、東京都内でお年寄りの方々が立会人として座つていているときに、もう一日座つているのもつらくなとか、あるいはもつと若い人がやつてくれないかと、そういう声もある状況の下で、今の公職選挙法の中では、投票立会人になれる人は公選法三十八条に基づいてこう述べられております。各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任すると。

しかし、この外部立会人の問題はその施設が必要な場合は設けることができない、そして、しかも公費で謝礼を出すこともできないということになつておりますけれども、これから高齢化時代がどんどん進む中で、今でも不在者投票をする場所が全国で二万五千所を超える状況の下で、お年寄りたちの権利を守るためにも外部立会人を義務化するという方向についても考えるべきだと思いますけれども、これは大臣、どのように考えられますでしょうか。

○國務大臣(新藤義孝君) これは期日前投票というものになつてゐるわけであります、指定した施設についてはまだ不在者投票という制度が残つてゐる、こうしたことですね。

そこに対しては、まずは御指摘のように投票の公正さを保つと、こういう意味では客観的な第三者を投票所に置くというのはこれは重要だと、こ

れであります。その施設の中で行われる投票に対する施設外の外部の方を入れる、これは施設管理上の問題ですとか、そういうことも指摘されてまいります。

それから、我々とすれば、施設の施設長さんにできる限り外部の方を立会人として置いてください

止が投票所の混雑と、また不手際と、それにつな

がったとは直接的には考えておりません。

○中西健治君

直接的には考えておりません」とあります。

○中西健治君 直接的には考えていないというこ

とでありますけれども、我が党の同僚議員が質

問主意書を出させていただきました。そのときに

回答として、政府は各選挙管理委員会との投票

所の事務従業者数については把握しているけれど

も、どのような形態により事務従業者を確保して

いるかについては把握する仕組みとなつていない

という回答をいただいていますが、これは今後そ

うしたことをしてしつかり把握していくふうに

変えていこうとするのかそれとも、まあこのま

まやつていこうというふうに考へておられるのか、こ

こら辺はいかがでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、基本的には基準

を示して、各選挙管理委員会が選挙の計画を策定

して、それを議会で条例に定めて行うわけであり

ます。ですから、その中で適切な執行を図られる

ように我々とすれば支援をしていくし、またいろ

いろな注意喚起をしていくと、こういう枠組みで

あります。

ですから、もし不手際があるならば、それは不

手際の起きた選挙管理委員会でまず解決してお

ります。ですから、その中で適切な執行を図られる

ように我々とすれば支援をしていくし、またいろ

いろな注意喚起をしていくと、こういう枠組みで

あります。

○中西健治君 長い行列を見て、わざわざ投票所

に足を運んだけれども結局投票を行えないで

帰つてしまつたと、こういう実例もあつたとい

ことですから、先ほどの大臣の方から注意喚起をしつかりとやつしていくということについて、

覚悟の方、決意の方をお伺いします。

○国務大臣(新藤義孝君) これはきちんとしたい

と思います。
それから、何よりも、そういう事態が起きた

選挙管理委員会として、その当該の選挙管理委員

会にしてみれば痛恨の出来事だと思います。国民

の根幹となる制度で最も大切なこの事務が滞つた

ということについては、これは何よりも当事者た

ちが深く反省をしていると思いますし、ですか

ら、同じことが同じ場所で起きると私は余り考

えたくもないし、考へておりません。しかし、そ

ういう事態が発生したときには、起こり得ること

であつたわけですから、是非そういったことを事

例として紹介しながら、全国的にこういったこと

がないように我々とすればきちんと注意喚起を促

していきたいと、このように考へています。

○中西健治君 ありがとうございます。是非やつ

ていただきたいというふうに思っています。

この昨年の衆議院総選挙について角度が違う質

問をさせていただきたいんですが、一票の較差に

ついで違憲の高裁判決というものが数多く出されて

いるわけでありますけれども、昨年末の突然の解

散、そして、それを目前として○増五減の緊急是

正法が成立したときと、そしてその後の高裁判決

が幾つも出て、そして区割り審の勧告も出ました

けれども、一・九九八倍ということで、これは二

〇一〇年の国勢調査に基づいていますから、今の

人口でやつたら二倍を超えている可能性が非常に

高いだろうというような指摘がされている現時

がつてくる、また実態が把握できる仕組みになつ

ているわけであります。その中で適切にそれぞれ

ころに支障があればそういうものは報告が上

だかねばなりませんし、そういうものが我々のと

ころに支障があればそういうものは報告が上

げます。ですから、その中で適切な執行を図られる

ように我々とすれば支援をしていくし、またいろ

いろな注意喚起をしていくと、このよう

に期待をしています。

○中西健治君 長い行列を見て、わざわざ投票所

に足を運んだけれども結局投票を行えないで

帰つてしまつたと、こういう実例もあつたとい

ことですから、先ほどの大臣の方から注意喚起を

してしつかりとやつしていくということについて、

覚悟の方、決意の方をお伺いします。

○国務大臣(新藤義孝君) これはきちんとしたい

会、そして議員が各党間において精力的な御議論、また検討をいただく、こういうものだと思つてあります。

今回の○増五減法案は、そういう大切なこの選挙制度について各党間で主要政党が合意をして、そしてその法律に基づいて見直すべき選挙区ですとか、それからいろんな条件等もその法律の中で確定をして、そして手続を区割り審に出して区割り審から勧告をいただくと、こういう立法上の手続を経て行つたものであります。ですから、これはこれで私たち行政として、そういう法律にのつとつて出された勧告には適切にかつ速やかに対処したいと、このように思つております。

今議員の問題意識というのは、これは主に是非国会内でより精力的な御検討、御議論を賜りました

こと、我々はそれに対してきちんと対処する準備をしておきたいと、このように考へています。

○中西健治君 国会で精力的に議論を行つていかないと、我々はそれに対してきちんと対処する準備をしておきたいと、このように考へています。

この昨年の衆議院総選挙について角度が違う質

問をさせていただきたいんですが、一票の較差に

ついで違憲の高裁判決というものが数多く出されて

いるわけでありますけれども、昨年末の突然の解

散、そして、それを目前として○増五減の緊急是

正法が成立したときと、そしてその後の高裁判決

が幾つも出て、そして区割り審の勧告も出ました

けれども、一・九九八倍ということで、これは二

〇一〇年の国勢調査に基づいていますから、今の

人口でやつたら二倍を超えている可能性が非常に

高いだろうというような指摘がされている現時

がつてくる、また実態が把握できる仕組みになつ

ているわけであります。その中で適切にそれぞれ

ころに支障があればそういうものは報告が上

げます。ですから、その中で適切な執行を図られる

ように我々とすれば支援をしていくし、またいろ

いろな注意喚起をしていくと、このよう

に期待をしています。

○中西健治君 長い行列を見て、わざわざ投票所

に足を運んだけれども結局投票を行えないで

帰つてしまつたと、こういう実例もあつたとい

ことですから、先ほどの大臣の方から注意喚起を

してしつかりとやつしていくということについて、

覚悟の方、決意の方をお伺いします。

○国務大臣(新藤義孝君) これはきちんとしたい

ところでは、それは何度も申し上げますけれども、これはきんと国会の場で御議論いただくことがあります。第一であると、このように認識しているところでござります。

それとも、更なる対応が必要だらうというふうにお考へになつていらつしやいますか。

それとも、更なる対応が必要だらうというふうにお考へになつていらつしやいますか。

取り上げさせていただきたいと、このように考へておられます。その先にまだ必要があるかどうかやいけないというふうには私も認識しておりますが、総務大臣は衆議院の予算委員会でこれらについて幾つか聞かれておりますけれども、そこ

で今お答えになられたように、肃々と法改正を実施していくのが行政側の務めであると、このように認識もお示しになられております。それと同時に、

今お答えになられたように、肃々と法改正を実施していくのが行政側の務めであると、このように認識もお示しになられております。それと同時に、

お考へになつていらつしやいますか。

○國務大臣(新藤義孝君) 十分であるか否かでは

どうかは、国会で御議論をいただいているところ

でありますし、その議論をまずしていただきたい

と。そして、それがこれまでそうでございま

するわけであります。その先にまだ必要があるか

どうかは、国会で御議論をいただいているところ

でありますし、その議論をまずしていただきたい

と。つまり私は対処していかなくてはならないと、こ

のよう思つておられるわけであります。

それでは、それが何度も申し上げますけれども、これは

きんと国会の場で御議論いただくことがあります。

それでは、その先にまだ必要があるか

どうかは、国会で御議論いただいているところ

でありますし、その議論をまずしていただきたい

と。そして、それがこれまでそうでございま

するわけであります。その先にまだ必要があるか

どうかは、国会で御議論いただいているところ

でありますし、その議論をまずしていただきたい

りこれだけ高裁の判決も出していることですから、急いでこの○増五減法案を審議、採決しなければいけない必然性が、今、今すぐ解散ということであるわけでもきつとないでしようから、ないのでないかと考えているということを申し上げて、私の質問は終わらせていただきます。

○佐藤公治君 生活の党、佐藤公治でございます。ありがとうございました。

今日は、大臣に何点か大枠でお話を聞かせていただければと思っております。

大臣の印象は、子供を大事にする、子供の将来を考える、そんな大臣の印象がござりますので、是非ともこれからも頑張っていただきたい、そう思っております。

まず最初に、質問通告もしてござりますけれども、国政選挙における投票率の現状を踏まえ、大臣の御認識と御見解を聞かせていただけたら有り難いかと思います。ただし、今もずっと委員の方々が御質問されておりますが、ダブる部分もあるとおもいますが、是非まとめた形でお話を願えれば有り難いと思います。

○國務大臣(新藤義孝君) 投票率が総じて下がる傾向にある、その下げ止まりがなかなか止まらない、こういう状況があると、このように認識をしています。その上で、昨年十二月の選挙を総括させていただきますと、これは、衆議院の総選挙小選挙区の投票率が五九・三二%、前回の衆議院選挙の投票率六九・二八%を九・九六ポイント下回ったと、戦後最低であったわけであります。それから、平成二十二年の七月の執行の参議院議員通常選挙選挙区においても、これは五七・九二%、前回の参議院選挙の投票率五八・六四%を○・七二ポイント下回ったということでござります。

投票率は、これは、当日の天気、それから国民の関心、そのときの争点、こういったものもあるのがかかると思いますし、一概に何が原因だと一つには言えないと、このように思いますが、

ものでありますから、是非それは、何か、誰かが

作つてもらつたものを読み上げてなどということはなことは思わないでいただきたいなということはあります。

まず最初にエールを送つていただきましたから、私も自らの言葉で自らの思いを、これやつぱり政治に携わる者として、また、政治から今行政

府の長として派遣されている者として、自分の務めは務めていきたいと、このように思つていま

す。

その上で、やはり選挙の投票率が上がらない。それは、しかしひっくりすることは、中選挙区から小選挙区制度に移行したときに落ちたというこ

とはどういうことなんだろうかということがあります。それから、政治離れ、政治不信、こういつたものが延々と言われ続けてる、こういう問題

があると思います。一方で、政治がどうなつても自分たちは大丈夫だと、長く続いたこういつた平和で安定した、個々に言えば一人一人の厳しい問題があります、社会的な課題はたくさんあります、しかし、総じて言えば日本がそういう中でや

す、しかし、なぜかといえども、割と私も衆議院の議事録等々今まで読ませていただいて、官僚の書かれた部分を読まれているようにも思える部分が

あるんですが、もう本当の大臣のお気持ちの中

で、今の社会状況とかこの永田町、政治状況を見

て、やはりこれだけ投票率が下がっている本当の原因というか、もう少し大臣の感じる部分、まさ

に御見解を伺わせていただければ有り難いと思

せん。

そして、それらは全て、結局のところ選挙に出る候補者の責任だと思います。議員、政治家がしっかりとアピールをして、そしてそれは選挙のときだけ騒いだって聞かないんです。ですから、きちんと日ごろの活動をすること、その政治の意義というものを国民にきちんと伝えていくこ

と、それによって、こういう人間に政治をやらせたい、こういう人間を通じて国を動かしていきた

い、このように思つていただける方を増やすなくてはいけないと、こういうことが根底にあるんだ

いれにしても、我々は、選挙権を有するまでに

これは大変な努力があつたんではないかと。今でこそ私たちは当たり前のように普通に平等に選挙権あるわけであります、この国においても、そ

ういった選挙権を得るようになるまでにはたくさんの我々の先輩方の、まさに時には命を懸けての権力あるわけであります、この国においても、そ

ういつた御努力、御苦労があつたものと思いま

す。ですから、国民の権利であります選挙権を行使するに当たつて、是非棄権のないようにお願ひ

をしたいと。

また、我々総務省としては、そういつた選挙の大切さ、こういつた意義を常時啓発していく、そ

の活動が必要だと思ひますし、選挙時においては、まさかの、手続がよく分からぬとか、期日が不明であったとか、場所が分からなかつたと

か、そういうことのないよう、きちんとした事務執行ができるように我々としては心掛けてま

りたいというふうに思つてございます。

○佐藤公治君 今大臣がお話しされた、投票率が低くなつた、これが、誰が見つて投票率が低くなつて、お話しされましたけれども、割と私も衆議院の議

事務等々今まで読ませていただいて、官僚の書かれた部分を読まれているようにも思える部分が

あるんですが、もう本当の大田のお気持ちの中

で、今の社会状況とかこの永田町、政治状況を見

て、やはりこれだけ投票率が下がっている本当の原因というか、もう少し大臣の感じる部分、まさ

に御見解を伺わせていただければ有り難いと思

せん。

そして、それらは全て、結局のところ選挙に出る候補者の責任だと思います。議員、政治家が

しっかりとアピールをして、そしてそれは選挙のときだけ騒いだって聞かないんです。ですから、きちんと日ごろの活動をすること、その政治の

意義というものを国民にきちんと伝えていくこ

と、それによって、こういう人間に政治をやらせたい、このように思つていただける方を増やすなくてはいけないと、こういうことが根底にあるんだ

とを放棄する人がこれ以上増えないように、少しでもまた選挙に行つていただくよう、そういうことをつくるのが我々の、行政、立法を通じてのためではないかと、このように感じます。

○佐藤公治君 今大変丁寧にお話をいただきましたから、それを行つておきます。

まさに、先輩たちがこの投票権といったものを作つてもらつたものを読み上げてなどということはあります。

まず最初にエールを送つていただきましたから、私も自らの言葉で自らの思いを、これやつぱり政治に携わる者として、また、政治から今行政の長として派遣されている者として、自分の務めは務めていきたいと、このように思つています。

まさに、先輩たちがこの投票権といったものを作つてもらつたものを読み上げてなどということはあります。

とを放棄する人がこれ以上増えないように、少しでもまた選挙に行つていただくよう、そういうことをつくるのが我々の、行政、立法を通じてのためではないかと、このように感じます。

○佐藤公治君 今大変丁寧にお話をいただきましたから、それを行つておきます。

まさに、先輩たちがこの投票権といったものを作つてもらつたものを読み上げてなどということはあります。

と、まあこんなものだらうみたいなところで進んでいるような意識も感じられる。この部分をどう変えていくかというのが我々に課せられた責任であるというふうに思います。

先ほど、もう時間が少ないとお話をできなくとも思いますが、候補者お一人お一人のまさにその責任というか、いい候補者を出していきたい。

大臣は週刊新藤というのを出されている、いますよね、週刊新藤。私、これ見ていて、大臣がちょうど二〇一一年十一月に出した、もう何となく御記憶があるかもしれません、拙速なTPP参加表明に断固反対すると、こういうことを書かれている。

私は、今ここでTPPのことを議論したり、そして、まさにそのところの揚げ足を取るつもりはございません。こういったことは、多分大臣はいろんな思いがあつて今こうやつた大臣の立場にいる。それをきちんと国民の皆さんに説明しようとしても、伝えようとしても伝え切れていない部分が多分あるんじゃないかなというふうに思えるところがある。ただし、これを見た人々は、僕は大臣の選挙区だつたら、私はこれに、大臣の意見に賛成します。一票入れます。でも、入れたはいいが、大臣になつたら何だか全然違つことになつてゐる。結局、こういつたことが、不信感が募つちゃつてゐる。

これは大臣だけじゃなくて、与野党を問わず、同じようなことを考え、本人のこと、伝えること、制度のこと、いろんなことがあります、そういうことを含めて、これから民主主義の根幹を考えていかせていただければ有り難いと思いまして、よろしくお願ひします。

○委員長(轟木利治君) 時間來ていますので、もういします。

○佐藤公治君 じゃ、どうぞ、済みません、お願ひします。

○國務大臣(新藤義孝君) 是非次の機会にお時間

を確保していただきて、お話しさせていただきたいと思います。

私の週刊新藤をよく読んでいただければ、触れていただいてうれしいと思いますが、週刊新藤の中に書いてあることと今の私の行動に全くの矛盾はございません。私は、もとよりこういった貿易の関係について自分の考えがあり、その時点においての態度を表明してまいりました。

それから、是非皆さんで考えなきゃいけないのは、この無効票の中で最大は白票が五割あるということです。これは自分の意思で白票しているわけあります。ここを何と取るかというのは、これは政治家全員が重く受け止めなければならないことではないかと思います。

いずれにしても、しっかりと権利を皆さんで行使していただけるように、これ不断的の取組を続けていきたいと、このように思います。

○佐藤公治君 ありがとうございました。

○井上哲士君 日本共産党的井上哲士です。

まず、成年被後見人の選挙権喪失裁判に関してお聞きいたします。

政府は混乱が起きるということを理由に控訴されました。大変遺憾であります。親子三人でいつも投票を行つていた原告のお父さんは、私にはもう時間がないと、娘との約束を果たせなくなるという怒りの会見をされておりました。

ただ、一方、総務大臣は、その原告の女性の投票したいという思いは共有できるということを言わわれております。そして、全国の同じような権利をお持ちの方を含めてしっかりと整理をすることが重要だという答弁もされております。つまり、原告も含め、全国の同様の皆さんがやはりこの夏の参議院選挙で投票できるようにする、そういう法改正は必要だという、こういう認識であります。

これにて終わります。(発言する者あり)

○委員長(轟木利治君) 時間來っていますので、もういします。

○佐藤公治君 じゃ、どうぞ、済みません、お願ひします。

○國務大臣(新藤義孝君) 私は、本来国民として与えられた権利、選挙権行使することは、これは誰もが持つてゐるものであります。しかし、そのなかでこのような制限を加えられるそういう制

度、これ立法の合理性があつて行われたものだと。しかし、それについて疑義が生じてゐるということでありますから、これについては是非とも議論をしていただきたいと、このように願つています。

そして、個人的な思いは、まさに今委員がおつしゃつたとおりでありまして、共感できるところはございます。しかし、そのことと今回のこの原告訴の方が得られるのは国政選挙についてのみの選挙権であります。それから、原告以外の約十三万五人いらっしゃる、その中でまたそのようなお気持ちをお持ちの方、どのぐらいの分かりませんが、そういう方たちについての何らこの変更は行わないことではないかと思います。

ですから、民主主義の根幹となるこの選挙制度についてどのような検討が必要なのか、これはまず国会で議論いただかなければならぬと。しかし一方で、そこの議論が行われるまでの間の法的な空白が起きてはならないということがまず一つあります。法的な安定性を保つということも重要なことです。そこでこの議論が行われるまでの間の法的空きがあります。

さらには、現場の混乱を招いて、自らがまだ得てはいないわけであります、またそれが得られるかどうかも分からぬ状態の方々が、今度は私も選挙ができるんではないか、私に選挙をさせてほしい。四月だけでたしか百九十三か所、地方選挙の任期が来るわけであります。

ですから、そういう何ら整理がされていないまま投票を行つた場合に、現地における無用な混乱や、それから高齢者の方々やそういう方々に混乱が起きること、これを避けるためにも、まず私どもは手続としてこの控訴をしたわけでありまして、それはそれきちんと責任を果たしながら、この根幹であるものは、要するに財産権の保護である成年後見制度とそれから選挙権の調整をどうするか、これはまさに国会できちんと議論をしていただかなければいけないと、こういう考え方で申し上げてい

○井上哲士君 いろいろ言われましたが、全國の

同様の方にも認められるべきだという思いはおあらんだと思うんですね。

一方、今、国会での議論ということを言われましたが、この公選法の改正について、総務省や与党内の検討で、選挙権を認める人の対象をどう定めかが焦点になるという報道もありますし、判断能力に応じて個別に選挙権を認める基準や手続を検討するという動きもあるようあります。

ただ、裁判の中で総務省自身が、この成年後見制度を選挙権制限に使う理由として、選挙の都度、選挙権の適切な行使が可能であるか否かの能力を個別に審査する制度を創設することは事実上困難だと、こういうふうに主張してきたわけです。

ね。実際、あの判決も指摘し、法務大臣も認めておられます。むしろ、事理を弁識する能力が一時的にせよ回復する者という位置付けになつておりますから、これは大変な体制も必要になりますし、から、つまり、そうであれば、投票の都度、その識する能力を欠く者としては位置付けられておりません。むしろ、事理を弁識する能力が一時的にあります。

だから、これは大変な体制も必要になりますし、そもそも投票の能力というものをどうやって判定するのかという問題も出てまいります。

そうしますと、これの検討に入りますと、非常に長い時間だけが掛かって、しかも事実上不可能になるんじゃないかと思うんですね。そういう点、いかがでしょうか。

○國務大臣(新藤義孝君) まず、これは、後見一号を削除して、まず権利を回復するということをやるべきだと思うんですけれども、その点、いなかがでしようか。

○國務大臣(新藤義孝君) まず、これは、後見と

なる方については、今おつしやいましたが、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者ということであります。そういう状況の方に対しても選挙権が与えられるか否かということが今議論をされているということであります。

確かにこれは非常に難しい問題だと思います。

確かにこれは非常に難しい問題だと思います。

○國務大臣(新藤義孝君) これは国会での各党

間の議論をいただきなければということを私たちにお願いをしておりまし、期待をしているわけでありまして、その検討がなされたならば、方針が示されたならば、それは我々は適切に速やかに対処したいと、このように思っています。

ただ一方で、あの東京地裁の判決においては、選挙権を行使するに足る能力を欠く者を選挙から排除するという目的のために成年後見制度を借用せずに制度を設けて運用することも可能であると、こういう判断も出ています。

ですから、難しいことだと思いますが、そういういつたあらゆる点を含めて御検討が各党間の間で、また与党の中で行わるものと思つております。

○井上哲士君 与党も含め各党ともこれは改正が必要だという声を上げておられますので、是非、国會での議論も早め、夏の参議院選挙で投票できるようにならないと、是非各党にも呼びかけたいと思います。

法案の関係ですが、この選挙権の行使の言わば土台になるのがこの選挙権執行経費であります。

前々回の法改正のときには、それまでの選挙経費で不用額が出ていて国庫に返納していた、その実態に合わせて減らすものだったので我々は賛成いたしました。しかし、前回改正は大幅に減らしあがっている。今回は、前回よりも緩和した要素はありますけれども、絞り過ぎておりまして、選挙権の行使や業務の正確性に支障が出かねないと、こう思うんですね。

例えば、先ほど開票時間の問題がありました。準備、撤去を含めない開票事務に要する時間を四時間から三時間にするわけであります、平成十二年の参議院選挙を調べたら短縮が進んでいるという答弁もありましたけど、このときも三時間以内に終了したのは二七・九%にすぎないんですね。にもかかわらず三時間にするというのは、これはやっぱり行き過ぎじゃないでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) これは、今回の改正法案については、平成二十一年の参議院選を対象にし

た実態調査、その結果で、市区町村において開票事務の効率化が進んだ、今その一つの数字が出されました。そして、それは十九年から二十二年にかけて改善が進んだんですね。

ですから、したがつて、今回、一・二二年から二十五年に対して更なる改善や工夫をすることに

よって我々は今回の基準が成し遂げられるんではないかと。それも全体としての基準でございます。それが成し遂げられるんではないかというこ

とでこのような法案の内容になつたわけであります。それは、開票事務の進捗に応じた人員の配置の見直し、それから全国の先進事例、これを一層普及してもらう。それから異なるリハーサルです

とか、そういったものをやつていただきことによつて効率化と改善が期待できるんではないかと

いうことであります。

これまでの実態を踏まえて、また今後の起り得るべき変化も備えてこのような改正が望ましいんではないかと、こういうことで出させていただ

いたところでございます。

○井上哲士君 平成十九年で三時間以下は二五・六%が、平成二十二年で二七・九に多少増えてい

るにすぎないんですね。私は、これを理由にやはり一時間も減らすというのは非常に乱暴だと思ひますし、全体として投票所の減数や、閉鎖時間の繰上げが年末の選挙では非常に増えました。こういうことに拍車を掛けるんじゃないかなと、この懸念についてはどうお考えでしょうか。

○国務大臣(新藤義孝君) いろいろな要素はあると思いますが、しかし、この基準を示すことによつて、それに向けての各選管におけるいろいろな工夫や御努力がなされるものと思っておりますし、これは基準でありますから、全体として、総

正はあるんだろうと思うんですが、やはり今回、それを先行して行き過ぎた削減をするということはいろんな問題が起きると思うんですね。

昨年末の新聞報道などを見ますと、投票所が遠い、過疎化、財政難で千七百六十四か所全国で減っているというのが出ていますが、その中で、ある県の選管幹部の言葉として、投票所の統廃合が最もコストダウンの効果が高いと、こういうことも出ています。やはり、こういうことに拍車を掛けるようなことをやるべきでないと、そのことを申し上げまして、質問を終わりります。

○委員長(轟木利治君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、西田昌司君が委員を辞任され、その補欠として三原じゅん子君が選任されました。

○舟山康江君 みどりの風の舟山でございます。

今日はまず、選挙に係る執行経費のうち、この夏の参議院選挙における政見放送に要する費用についてお聞きしたいと思います。

○政府参考人(米田耕一郎君) 平成二十五年執行予定の参議院議員通常選挙における政見放送の予算額でございます。

まず、比例代表選挙は四千七百六十一万五千円、選挙区選挙につきましては四億四千九百四十万三千円を計上しております。

その積算の根拠についてであります、政見放送の所要経費の支払基準というのを定めておりま

す。そこで、参議院名簿届出政党等の政見放送に係る基準ですが、手話通訳を付したもの一本当たり百七十万四千円ということになつております。

その内訳は、人件費が約四十万円、番組の制作費が約四十八万円、設備使用料約四十六万円となつております。また、候補者の政見・経歴放送に係る支払基準であります、これは三十八万二千円となつておりますが、その結果として不用額が出たときに法改

万円、番組の制作費が約十三万円、設備使用料約十万円となつてゐるところであります。

○舟山康江君 政見放送は知る権利の保障のためは、N H Kで早朝ですとか夜遅く、大変なかなか人の目に触れにくい時間帯に放送されている場合が多いわけでありまして、そういうふうな意味ではある種公共放送としての、まあボランティアという言葉が適切かどうかは分かりませんけれども、N H Kの御厚意によってやっているものかと思いま

したら、実はこれだけ大きな金額が使われているという実態に私はある種驚きました。

とりわけ、この支払基準、今御説明いただきましてお聞きしたいと思います。

議論、こういったものは行われているんでしようか。聞くところによりますと、この金額は電波使用料は別途だと聞いております。公共放送ですべれども、二回チャンスが与えられまして、非常に機械的に五分間演説をすると、これに当たつて、人件費十一万円、番組制作費十三万円、特に編集等は要しませんので、さほどの手間は掛かりませんけれども、大抵チャンスが与えられまして、非

常に機械的に五分間演説をすると、これに当たつて、人件費十一万円、番組制作費十三万円、特に編集等は要しませんので、さほどの手間は掛かりませんけれども、大抵チャンスが与えられまして、非

思いますが、しかしその時間だから見れる方も多いらっしゃるわけでありまして、いずれにしても、経費とすれば、増額傾向にあるところをむしろ変えずにそのままでやらせていただいていると、こういう側面もあるということは御理解いただきたいと思います。

○舟山康江君 今回議論されているこの執行経費の基準に関する法律、中身的には大幅に経費を削減するというものでありますけれども、人件費、物によってはもう二割以上の大きな削減ということになつていましてけれども、そういう中で、この政見放送に関しては、過去三回の金額をお聞きしたところ、全く変わっておりません。私は、今、地デジ対応などでお金も掛かるようになつてお話しですけれども、果たして人件費も変わらずということがいいのか。一方で、ほかの入件費が大きく削減している中で、政見放送は言わば聖域かのように何も変わってないというものは私は問題ではないかと思っております。であれば、例えば放送時間を工夫するとか、もう少し皆さんのがきちんと見やすいような工夫をするとか、そういうことがなければ、全体でさつきお聞きしたらもう五億近いお金が掛かってます。であれば、放送時間が工夫するとか、もう少し工夫が必要だと思ひますけれども、大臣、どうでしようか。

○国務大臣(新藤義孝君) その工夫、またより見

やすくする、こういったことは是非これは御努力いただきたいと、このように思つております。

ただ、もう一つ、経費としては、これはむしろ増加傾向にあるものを、また増額要望のある中を、これを同額で抑えているという側面もあるんだというものは再度申し上げたいというふうに思いますし、それは求めていきたいと、このように思います。

○舟山康江君 私、これ感覚的に非常に高過ぎる

という思いを持っていると同時に、実は地元でもそうすると、やはりこれは少し高過ぎるという声を聞きました。例えば個人の政見放送で、所要時間は大体三十分ぐらいで終わるんだと、私の経験ではそうでした。それに対して人件費が十一万円、制作費、特に編集がない制作費が十三万円とののはかなり細かく精査をして決めているんでしょうか。

○政府参考人(米田耕一郎君) これはほかの執行経費の基準と同じように、実態の経費というのを調査をいたしまして、それでそれどれくらい掛かっているかというようなことも伺ながら積算をやつてお聞きします。

そういう意味で、先ほど、いろんな経費が掛かっておりますけれども、そのようなことも伺ないうといふに思つてます。では、ほかの現行の経費基準なども、かつておられますけれども、そのようなことも伺ないうといふに思つてます。では、ほかの現行の経費基準になつてあると、こういうことであります。

○舟山康江君 選挙において効率性を求めるのであれば、やはりこういつたところもきちんと見ていくということを是非お願ひしたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) その工夫、またより見やすくなる、こういったことは是非これは御努力いただきたいと、このように思つております。

ただ、もう一つ、経費としては、これはむしろ増加傾向にあるものを、また増額要望のある中を、これを同額で抑えているという側面もあるんだというものは再度申し上げたいというふうに思いますし、それは求めていきたいと、この

ように思います。

○舟山康江君 私、これ感覚的に非常に高過ぎる

という思いを持っていると同時に、やはり選挙に対する啓発活動、特に子供たちが参加することは、子供たちにとっても大きな効果がありますし、また投票所に訪れた投票する方々にもとてもいいイメージや感情があるということも事実であります。ですから、単にお金を下げるということがなくて、いろんな意味で選挙に接する機会を増やして選挙の権利意識を啓発すると、こういったものにも伝わっているのではないかというふうに思つてます。

是非これ委員にも御理解いただきたいんです。が、今この法律は実際は三年ごとに見直しているんですけど、平成十九年の法律が最後です。平成二十二年は残念ながら複案になりました。したがって、十九年から改定のしない今まで運用でやつてある状態、だからこれをきちんと整えるといふのは、これは私どもとしては是非それをお願いしたいし、こういった要請があるんだということは是非御理解を賜りたいと思います。

○舟山康江君 この民主主義の根幹である選挙の事務に果たしてアルバイト、非正規を使うことがいいのかどうかというのを少し疑問に感じるといふことを申し上げたいと思います。

○国務大臣(新藤義孝君) これはアルバイト、非正規の導入ということがあります。それから、今回、経費の縮減の一つの要因とし

て、賃金職員の導入というものがあると思ってます。これはアルバイト、非正規の導入といふこと

です。されども、私は大変危惧いたしますのは、こ

ういう大事な民主主義の根幹である選挙に当たつて、安けりやないと、アルバイトでもいいといふ

姿勢が本当にいいのかなと思うんですけど、その点、大臣、どうお考へでしようか。

○国務大臣(新藤義孝君) これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も聞かれていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいというふうに思ひます。そして、どのように見やすくするかといふのは、それは放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

聞いていたと思うんですが。これは、賃金職員

とまた正規職員との間の責任の差というのは当然

あるわけあります。選挙が適正に執行できるよ

うにしつつ、合理化やいろんな工夫をする中でこそ、それが放送時間帯だとそいつたもの

工夫というのはこれはしていただきたいといふ

だといふのは再度申し上げたいといふように思ひます。

○舟山康江君 これまでの御質問の中

でもそういったことがあつたと思います。委員も

は選挙の管理執行に悪影響を及ぼすおそれがあるとし、実態に即した適正な水準にすべきと、大幅削減の見直しを求めるなどをしております。こうした地方の選管の意見を真摯に受け止めるべきであります。

また、今インターネット選挙運動の解禁も論議されており、選挙啓発など必要な経費は十分確保すべきであります。

選挙執行経費の大幅削減は、民主主義の根幹である選挙の公平公正を損ないかねないことを指摘し、反対の討論といたします。

○委員長(轟木利治君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。
これより採決に入ります。

国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(轟木利治君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(轟木利治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時四十七分散会